## 都市型軽費老人ホーム整備費補助事業実施要綱

22福保高施第586号

平成22年6月23日

改正 25福保高施第373号

平成25年6月10日

改正 28福保高施第1734号

平成29年1月16日

改正 2福保高施第1902号

令和3年2月10日

改正 5福祉高施第1608号

令和6年3月28日

## 1 目 的

この事業は、都市部において、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があり、低所得者で家族による援助を受けることが困難な高齢者が、低額な料金で入居でき、日常生活における支援を受けながら、安心して生き生きと明るく生活ができる都市型軽費老人ホームの整備を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は、区市とする。

#### 3 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「補助事業者」とは、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)で定める「補助事業者等」で、この要綱の規定に基づき、事業を実施する区市又は間接補助事業者に補助を行う区市をいう。
- (2) 「間接補助事業者」とは、区市がこの事業の目的のために補助金を交付する次に掲げるものをいう。
  - ア 都市型軽費老人ホームの運営事業者
  - イ 都市型軽費老人ホームの建物を整備する土地所有者等
  - ウ 都市型軽費老人ホームの建物を整備する建物所有者等
- (3) 「運営事業者」とは、区市町村又は次に定める法人とする。
  - ア 社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第22条に規定する社会福祉法人
  - イ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
  - ウ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条に規定する特定非営利活動法人
  - エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団 法人及び一般財団法人
  - オ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
  - カ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社

キ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第4号に規定する企業組合 ク その他の法令に基づき法人格を与えられた者であって、東京都知事(以下「知事」という。) が適当であると認めたもの

#### 4 事業内容

この事業の内容は、区市又は区市が間接補助事業者に対して補助を行う以下の都市型軽費老人ホーム整備事業とする。ただし、令和9年3月31日までに着工する事業を対象とする。

#### (1) 事業者創設型

区市が新たに建物を新築若しくは既存建築物を買い取り改修して行う整備事業、又は運営事業者 (区市を除く。)が新たに建物を新築若しくは既存建築物を買い取り改修して行う整備に区市が補助する事業

#### (2) 事業者改修型

区市が既存建築物を改修して行う整備事業、又は運営事業者(区市を除く。)が既存建築物を改修して行う整備に区市が補助する事業

(3) オーナー創設型

土地所有者等が運営事業者(区市を除く。)に建物を賃貸する目的で新たに建物を新築又は既存 建物等を買い取り改修して行う整備に区市が補助する事業

(4) オーナー改修型

建物所有者等が運営事業者(区市を除く。)に建物を賃貸する目的で既存建築物を改修して行う 整備に区市が補助する事業

#### 5 事業の運営

事業の運営については、区市又は間接補助事業者は次の要件を充足するものであること。

- (1) 事業内容が、老人福祉法(昭和38年法律第133号)及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)等の法令に適合すること。
- (2) 入所対象となる者の諸条件、入所申込者に対するサービスの提供に関して、区市と連携すること。
- (3) 区市及び間接補助事業者は、都市型軽費老人ホームを継続させて事業を行うこと。そのため、原則として区市又は都市型軽費老人ホーム運営事業者が建物の所有権又は賃借権を有すること。
- (4) 介護や見守りを要する高齢者の処遇及び都市型軽費老人ホーム運営事業について、理解と熱意を持って事業運営を行うこと。
- (5) 都市型軽費老人ホーム運営事業者が、区市又は社会福祉法人以外である場合は、知事の許可を受け、又は許可を受ける見込みがあること。

### 6 協議

別途定める都市型軽費老人ホーム整備費補助事業補助要綱に基づき補助金を受けようとする区市は、事業実施のための補助要綱等を制定し、別紙協議書により事業計画について知事に協議しなければならない。

### 7 その他

間接補助事業者は、都市型軽費老人ホームの整備にあたり、別に定める都市軽費老人ホーム整備費補助事業補助要綱のほか、都市型軽費老人ホーム整備事業審査基準及び都市型軽費老人ホーム整備事業審査要領を遵守しなくてはならない。

#### 附則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

## 附則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

# 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和3年2月10日から適用する

# 附則

この要綱は、令和6年3月28日から適用する